

京都市告示第200号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例第3条の規定に基づき、開園時間を次のとおり臨時変更します。

令和8年6月26日

京都市長 松井孝治

開園時間を令和8年7月18日から同年8月23日までの間「午前9時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に臨時変更します。

(建設局みどり政策推進室)